

# 全国厚生労働関係部局長会議資料 (厚生分科会)

平成24年1月19日(木)  
社会・援護局



# 目 次

## I 社会関係

頁

1. 社会保障と税の一体改革について  
～ 貧困・格差対策の強化(重層的セーフティネットの構築)～ ..... 1

### 2. その他主要施策について

(1) 災害対策等 ..... 31

(2) 福祉・介護人材確保対策 ..... 36

(3) 地域福祉の推進 ..... 42

(4) 消費生活協同組合の指導・監督 ..... 50

II 援護関係 ..... 53



# 1 社会保障と税の一体改革について

～ 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）～

# 社会保障・税一体改革で目指す将来像

～未来への投資(子ども・子育て支援)の強化と貧困・格差対策の強化～

## 社会保障改革が必要とされる背景

非正規雇用の増加など  
雇用基盤の変化

家族形態や地域の変化

人口の高齢化、  
現役世代の減少

高齢化に伴う社会保障  
費用の急速な増大

- ・高齢者への給付が相対的に手厚く、現役世代の生活リスクに対応できていない
- ・貧困問題や格差拡大への対応などが不十分
- ・社会保障費用の多くが赤字国債で賄われ、負担を将来世代へ先送り

社会経済の変化に対応した  
社会保障の機能強化  
が求められる

➡ **現役世代も含めた全ての人が、より受益を実感できる社会保障制度の再構築**

## 改革のポイント

- ◆ **共助・連帯**を基礎として国民一人一人の自立を支援
- ◆ 機能の**充実**と徹底した給付の**重点化・効率化**を、同時に実施
- ◆ 世代間だけでなく**世代内での公平**を重視
- ◆ 特に、①子ども・若者、②医療・介護サービス、③年金、④貧困・格差対策を優先的に改革
- ◆ 消費税の充当先を「年金・医療・介護・**子育て**」の4分野に拡大<**社会保障4経費**>
- ◆ 社会保障の**安定財源確保と財政健全化**を同時達成⇒2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げ
- ◆ **就労促進**により社会保障制度を支える基盤を強化

## 改革の方向性

①  
未来への投資  
(子ども・子育て支援)  
の強化

- ・子ども・子育て  
新システムの創設

②  
医療・介護サービス  
保障の強化／社会  
保険制度のセーフ  
ティネット機能の強化

- ・地域包括ケアシステムの  
確立
- ・医療・介護保険制度の  
セーフティネット機能の強化
- ・診療報酬・介護報酬の  
同時改定

③  
貧困・格差対策の  
強化(重層的セーフ  
ティネットの構築)

- ・生活困窮者対策と生活  
保護制度の見直しを総合  
的に推進
- ・総合合算制度の創設

④  
多様な働き方を支え  
る社会保障制度へ

- ・短時間労働者への  
社会保険適用拡大
- ・新しい年金制度の検討

⑤  
全員参加型社会、  
ディーセント・ワーク  
の実現

- ・有期労働契約法制、パート  
タイム労働法制、高齢者  
雇用法制の検討

⑥  
社会保障制度の  
安定財源確保

- ・消費税の引上げ  
(基礎年金国庫負担  
1/2の安定財源確保  
など)

# 生活困窮者の現状

○生活保護受給者については206万人となり、過去最高を突破し、現在も毎月約1万人増加している状況。

- 稼働能力があると考えられる「その他の世帯」は、ここ10年間で約4倍の増加
- 一方で、高齢化の影響もあり生保受給者の高齢化も進展(27%(H2)→41%(H21))
- 平成23年度生活保護関係予算は3兆4千億円

○生活保護に陥るリスクのある者(ボーダー層)も増大。

- 非正規労働者割合は34.4%で集計可能な平成14年以降過去最高
- 失業者に占める1年以上の長期失業者の割合は39.6%で増加傾向
- 雇用者全体に占める年収200万円未満の者は32.9%で増加傾向

# 改革の方向性 ③ 貧困・格差対策の強化(重層的セーフティネットの構築)

- 働くことを希望するすべての人が仕事に就けるよう支援
- 低所得者へきめ細かに配慮(社会保障の給付等によるきめ細やかな対策)

すべての国民が  
参加できる社会へ



## 主な改革検討項目

### 雇用対策

#### 【第1のネット: 社会保険・労働保険】

- 総合合算制度の創設(番号制度等の情報連携基盤の導入が前提)
  - ・医療・介護・保育・障害など制度単位でなく家計全体に着目した限度額の設定で、負担を軽減
- 社会保険の短時間労働者への適用拡大、低所得者対策の強化

#### 【第2のネット: 求職者支援制度】

- 求職者支援制度の実施
  - ・雇用保険を受給できない人に対して、職業訓練をしながら給付金を受けられる制度で支援し、早期の就職を実現

#### 【第3のネット: 生活保護】

- 生活保護を受けている人の就労支援
  - ・生活保護を受けている人に対して、ハローワークと連携した支援により、早期の就労・自立を実現
- ※生活保護の不適正な受給の防止対策を強化

### 保険料の軽減措置

#### 【医療保険】

- 市町村国保の低所得者保険料軽減の拡充等(～約2,200億円程度)

#### 【介護保険】

- 1号保険料の低所得者保険料軽減強化(～約1,300億円程度)

### 「生活支援戦略」(仮称)の策定・推進

- ・生活困窮者対策と生活保護制度の見直しを総合的に推進

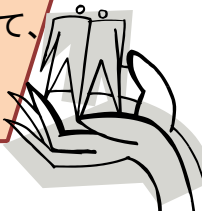
#### ① 生活困窮者対策の推進

- i) 生活困窮者に対する支援のための国の中期プランを策定
- ii) 生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化等を図る。

#### ② 生活保護制度の見直し

法改正も含めた生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組む。

重層的セーフティネット





# 生活困窮者支援に係る主な論点

## ①ステージに応じた伴走型支援の実施

個々の生活困窮者のニーズやステージに応じて、関係者がチームを構成し、生活困窮者に寄り添いながら計画的・きめ細かな支援を実施していくことが必要ではないか。

## ②民間を活用した支援

公的機関による支援だけでなく、社会福祉法人やNPOなどの民間活力を最大限活用していくことが必要ではないか。

## ③多様な雇用機会等の確保

社会的な自立に向けた支援付きの中間的な就労や、社会福祉法人・NPO等による雇用や社会貢献の場の確保、中小企業や農業企業などの協力企業・事業体の拡大を通じた多様な雇用形態の創出が必要ではないか。

## ④債務整理や家計の再建の支援

生活困窮者の債務整理や家計再建に向けた支援が必要ではないか。

## ⑤安定した居住の場の確保

生活困窮者が社会的な自立に向けた活動を行う上での生活の基盤となる居住支援が必要ではないか。

## ⑥次世代への『貧困の連鎖』の防止

いわゆる『貧困の連鎖』を断ち切るため、学校等の教育関係機関とも協力連携しながら、中学・高校の生活保護家庭や、高校中退・不登校者に対する養育相談や学習支援が必要ではないか。

# **(国内外における生活困窮者支援の取組事例)**

# 横浜市における生活保護受給者を対象とした積極的な就労支援の取組事例

- 横浜市では、生活保護受給者の自立に向けて行う支援について、就労支援員等の専門知識を有する職員の雇上や求人開拓の外部委託等により積極的に実施している。
- 被保護者の状況に応じてきめ細かい支援を行うため、新たに平成23年10月からは、生活から就労までの一体的な支援として、「生活訓練」「社会訓練」「技術習得訓練」の3つの訓練による総合的な取組を実施している。

## 横浜市が取り組む主な就労支援プログラム

### (1) 積極的な就労支援体制の強化

#### ◆就労支援専門員による就労支援事業

被保護者の就労支援を専門的に行う「就労支援専門員」を配置し、ケースワーカーと連携し就労実現へ向けた積極的な取組を実施。

〈就労支援専門員による支援状況〉 ※23年度は48人の専門員を配置

年度	18	19	20	21	22
就労支援専門員数(人)	25	25	25	25	33
支援者数(人)	2,293	2,251	2,225	2,334	2,789
就労した者の数(人)	1,415	1,401	1,193	1,264	1,563
うち保護廃止世帯数(世帯)	343	312	234	272	407
年間保護費縮減額(千円)	645,182	592,778	518,898	515,903	689,590
事業費(当初予算)(千円)	128,511	132,117	131,540	124,641	163,498

#### ◆求人開拓による就労支援（無料職業紹介事業）

就労支援をより効果的に推進するため、生活保護担当課を無料職業紹介事業所とし、求職者のニーズに合った求人を開拓するとともにマッチングを実施。

〈求人開拓による就労実績〉

年度	18	19	20	21	22
求人開拓員数(人)	5	5	5	5	6
新規求人開拓数(人)	3,283	4,111	4,081	3,854	4,542
就職者数(人)	241	388	375	411	342

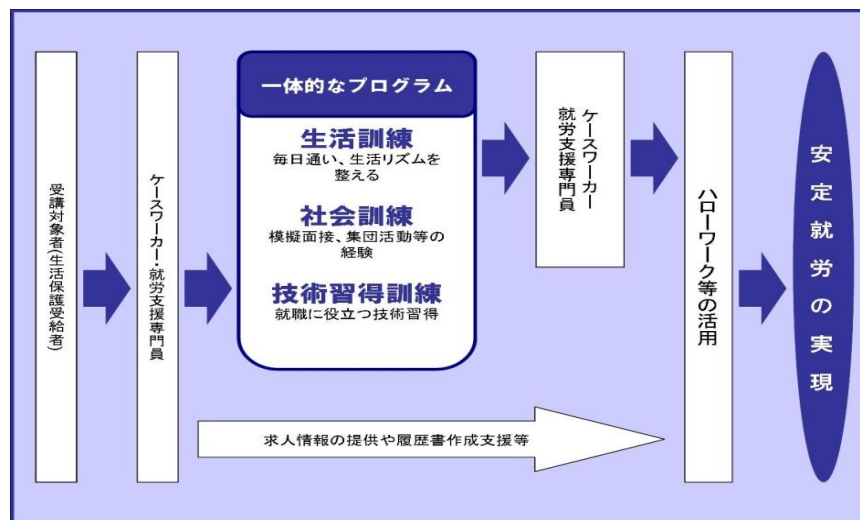
### (2) 生活から就労までの一体的な支援

#### ◆新たな就労支援プログラム事業（平成23年度～）

自立のために就職や増収を目指している生活保護受給者を対象として、民間団体や地域と連携し「生活訓練」「社会訓練」「技術習得訓練」の3つの訓練を一体的に実施。

〈実績〉

（第1期(平成23年10月～11月)実績)プログラム修了者数15人、就職者数6人



※ 上記の他、ハローワークとの連携による「福祉から就労」支援事業、年金相談員を雇用して行う横浜市生活保護担当年金相談事業、横浜市債務整理支援プログラム、精神障害者地域移行・地域定着支援事業活用プログラム、中学2、3年生を対象とした学習支援等に関する自立支援プログラムを実施。

# 横浜市における市立定時制高校への進路支援の取組事例

- 横浜市では、平成22年度より、市立戸塚高校における進路支援や生活状況に関する相談支援を、若年者の支援に専門的に取組むNPOに委託し実施。
- 貧困等経済的問題や家庭の問題、発達障害など複合的な課題を抱える生徒への支援を学校のみ任せず、教育機関と外部専門機関が連携し支援に取り組んでいる。

## 市内の市立定時制高校に通う生徒の状況

- ◆働きながら通学する生徒の約5割が、自分の収入で家計を支えている。  
⇒ 卒業後の選択肢に「進学」を選択することが困難。  
不景気による就職難も重なり、卒業後定職につけず、行き場を失う生徒が増加。
- ◆平成21年度の卒業生の進路状況  
⇒ 「就職」30%、「進学」15%、「その他」55%。
- ◆中途退学者の状況  
⇒ 入学時の生徒数が、4年生時になると中途退学により半減。



民と官の連携により、早期の段階(高校在学中)で課題を抱える若年者へきめ細かい支援を行うことが可能となる。

## 事業の実施方法

- ① キャリアカウンセラーが週1回学校を訪問  
個別相談やグループワークを実施し、個々の生徒の課題を把握。
- ② 就労体験プログラムの開催  
実践的な職場体験や就労支援セミナーの開催。
- ③ 個別就労支援の実施  
ハローワークへの同行や求人情報を提供。  
すぐに就労につながらない者に対して、卒業後の居場所や活動の場を確保。

### <平成22年度実績>

面談：72人、OJT・セミナー参加者：5人

※ 平成23年度より、戸塚高校に加え横浜総合高校でも同内容の取組みを実施

# 京都府における「生活・就労一体型支援事業」

## 今年度の取組

就労自立へ

中間的な就労メニュー等をモデル事業として展開

ジョブトライ事業

就労体験事業

日常生活等自立支援事業

生活保護受給者

- ・生活のリズムづくりなど、就労の際に求められる基本的な日常生活習慣の改善支援
- ・就職に結びつきやすい清掃、皿洗いなどの基礎技能や、就労に必要な基礎能力の習得支援
- ・企業派遣による職場実習による技能向上支援

## 見えてきた課題

○今年度の取組は、生活保護受給者に対する自立支援策として一定の効果をあげているが、以下についての対応が課題

- ①中間就労の場、社会的な居場所の絶対数不足
- ②様々な生保受給者を抱える福祉事務所がこうしたメニューをどう活用し就労支援へ繋げていけばよいかわからない（ケースワーカー等の経験に頼っていた領域を制度化する必要）

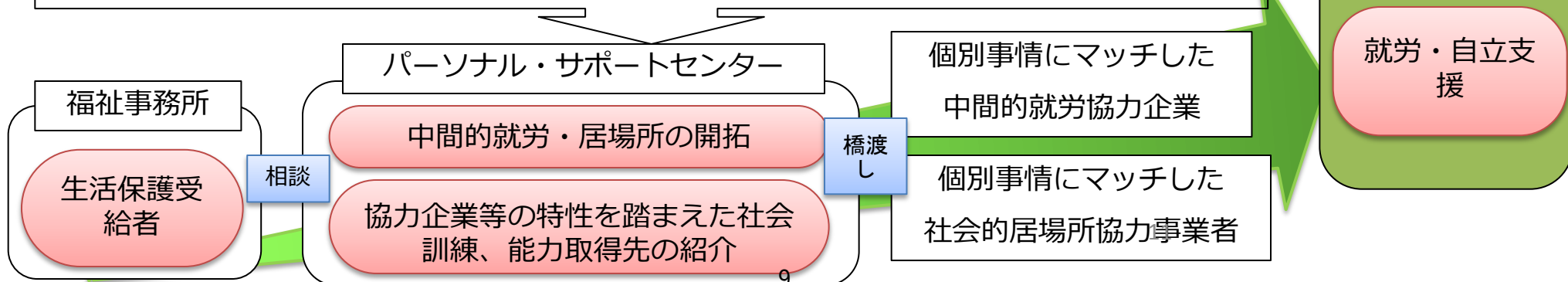
## 平成24年度の取組(案) (パーソナル・サポートセンターに新たな機能を付加)

### ①中間的就労の場、社会的な居場所の確保

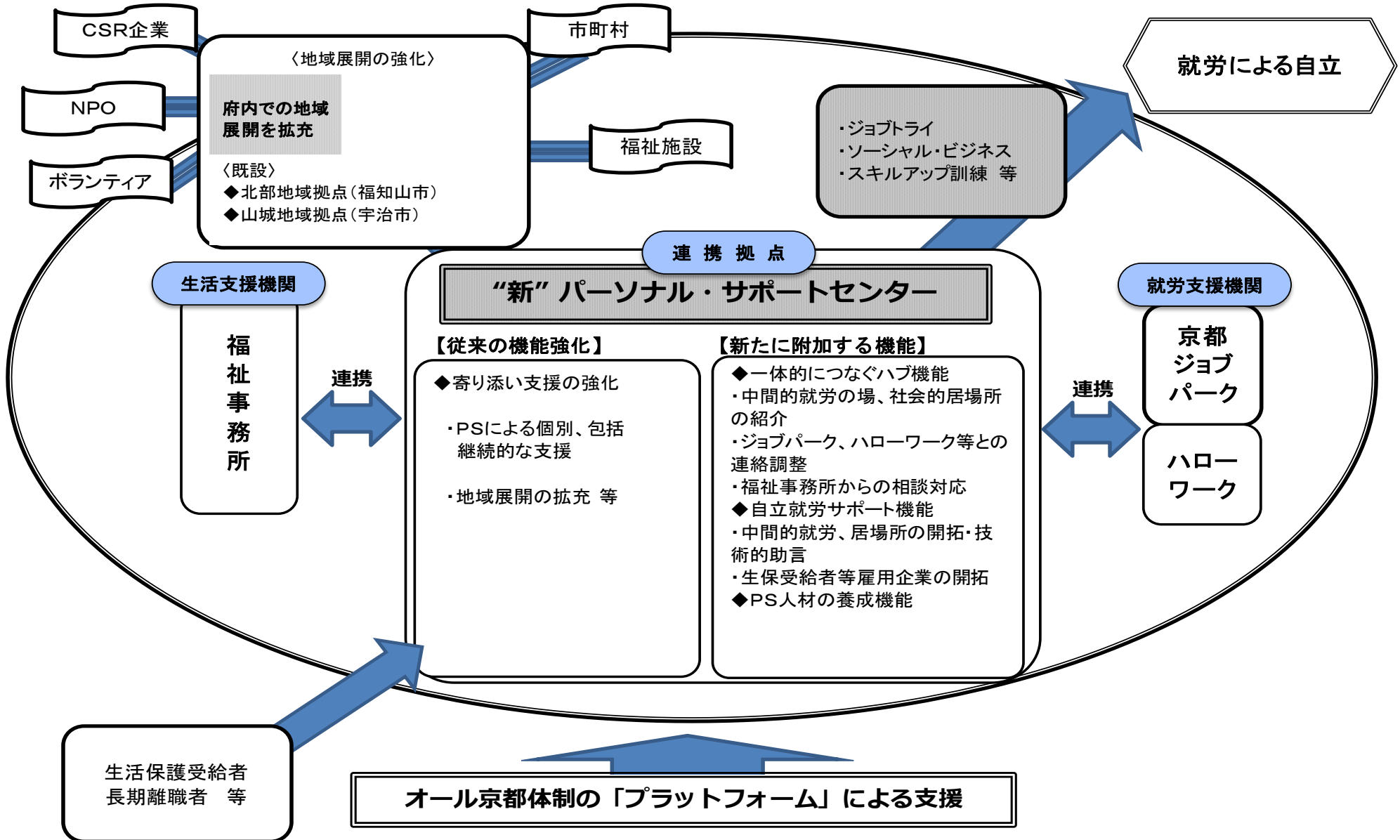
生活保護受給者への就労・日常・社会生活支援機能拡充のため、事業協力開拓員を配置し、中間的就労の場や社会的な居場所の不足を解消

### ②福祉事務所からジョブパーク、ハローワークまでを一体的につなぐ機能の構築

就労意欲の低い者や生活習慣に課題のある者は通常の就労支援では就職に結びつきにくい状況。開拓した協力企業・協力事業者の実態を踏まえ生保受給者の課題にマッチした企業や居場所を紹介



# 生活・就労一体型支援事業 展開イメージ



# 「プラットフォーム」による支援

## ◆ 趣 旨

「生活・就労一体型支援事業」を推進し、中間的就労及び雇用の場の創出や、自立に向けた支援システムの構築を目指した取組を進めるため、オール京都体制による支援組織「きょうと生活・就労おうえん団」を設立。

## ◆ 発起団体

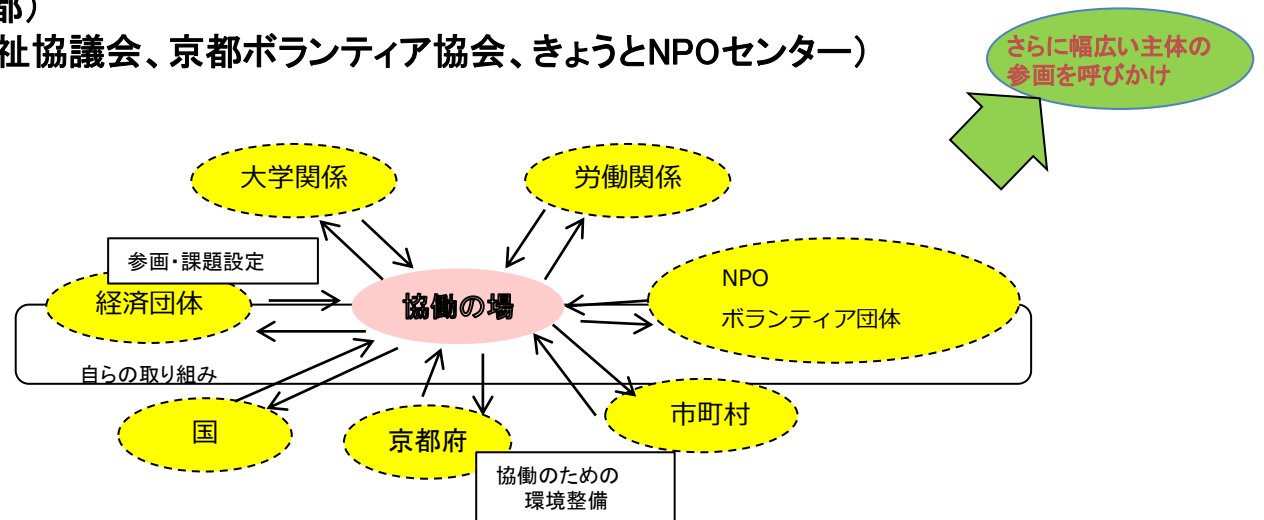
- ・ 京都雇用創出活力会議（京都府、京都市、京都労働局、京都経営者協会、連合京都）
- ・ 経済団体（京都府商工会連合会、京都商工会議所（京都府商工会議所連合会）、京都経済同友会、京都工業会、京都府中小企業団体中央会）
- ・ 行政関係（市長会、町村会）
- ・ 大学関係（大学コンソーシアム京都）
- ・ 福祉・NPO関係（京都府社会福祉協議会、京都ボランティア協会、きょうとNPOセンター）

## ◆ 創設時期

平成23年12月21日(水)

## ◆ 主な活動内容

- ・ 中間的就労の場作りへの協力
- ・ ネットワークづくり
- ・ 賛同者増に向けた広報啓発





# 中間的就労の場づくり等に取り組む企業への支援

## ◆概要

企業等の社会貢献活動の一環として、生活保護受給者やボーダーライン層の者に「中間的就労」の場を提供することにより、継続就労や定着支援に向けた取り組みを行う企業を支援する。

## ◆平成23年度実施のモデル事業

### ①「月のとき」事業(平成21年9月～)

- ・ひきこもりの若者の就労による自立支援の場として、京都市伏見区内の商店街に、軽食等を提供するカフェを開店。
- ・延19名を雇用し、現在7名が雇用継続中。
- ・このうち12名については、専門学校等への進学や他事業所へ就職するなどの実績有り。

### ②「風のとき」事業(平成23年10月～)

- ・ひきこもりの若者の就労による自立支援の場として、京都市伏見区内の企業の協力を得て、社員食堂を開店。
- ・雇用者数は6人。

### ③ものづくり産業技術修得支援事業(平成23年10月～)

- ・ひきこもりの若者の就労による自立支援の場として、京都市南区内のものづくり系企業の自社工場で、ベテラン社員からOJT等による技術指導を行う。
- ・雇用者数は2人。



# ソーシャル・ビジネスの推進

平成23年度は生活保護受給者の「就労体験事業」として取組



生活保護受給者に京野菜栽培等の農業による就労体験、ホテルの清掃・食器洗浄等による就労体験を通じて、社会(集団)生活の自立を促進

平成24年度は「ソーシャル・ビジネス推進事業」を新たに展開

